

第2章 国民統合

4

ブミプトラ政策の形成過程

——歴史的考察を通じて——

はぎ わら よし ゆき
萩 原 宜 之

はじめに【一部略】

出典 『アジア経済』 第28巻第2号

1987年2月

- I マレー人基層社会の政治と経済【略】
- II イギリスの分割統治と人種間分業【一部略】
- III 戦中・戦後の政治・経済的变化【一部略】
- IV マレーシアから5・13事件へ【一部略】
- V NEPの形成過程【一部略】

おわりに【一部略】

はじめに

1969年5月13日事件と呼ばれる人種対立事件を、ラザク副首相を議長とし、オスマン大将(軍参謀総長)、モハマッド・サレー警視総監を含む国家運営協議会(National Operation Council: NOC)の力でのり切ったマレーシアにおいて、70年代初めから打出されたブミプトラ政策⁽¹⁾(新経済政策といわれるブミプ

トラ優先の政策)の核心は、政府資金の動員を通じてマレー人の商工業への参入を促進するものであった。このため、それまで商工業の領域を主として担ってきた非マレー人、とくに華僑、華人⁽²⁾から既得権益への侵害としての不満が生まれ、他方ではブミプトラ政策の名の下に、マレー人の高級官僚や上層階級が商工業に参入して豊かになっていくことに対するマレー人農民や知識人の批判も生まれ、ブミプトラ政策そのものの功罪が問われている。

本稿においては、(1)マレー人中心の王朝社会を形成していたマラヤが、イギリス植民地支配の下で華僑、印僑という移民社会を包みこみ、マレー人、華僑、印僑の間の分業関係がつくられ、その結果として人種間経済格差が生まれたこと、(2)第2次世界大戦後、イギリス植民地政府、マラヤ連邦下において人種間分業の枠組のなかでマレー人のための農業、農村開発政策が推進されたこと、(3)マレーシア連邦の形成とシンガポールの分離独立により、マレー人と華人の対立の厳しさが浮きぼりにされたこと、(4)1967年のマレー国語法の施行により華人の不満が高まること、そして(5)69年5月10日の選挙結果に触発されて人種暴動が発生し、その後、よりラディカルなマレー人優先政策としてのブミプトラ政策が実施されるようになったこと、これらの歴史的経緯を、エスニシティ (ethnicity)⁽³⁾、階級関係 (class)、イデオロギー等の交錯を通じて考察しようとするものである。

【後略】

I マレー人基層社会の政治と経済【略】

II イギリスの分割統治と人種間分業

ポルトガル、オランダのマラヤ支配について、18世紀末からマラヤ地域に拡大したイギリス植民地支配は、まずペナン、マラッカ、シンガポールといった貿易港の支配、ついで、マラヤ半島西海岸の錫地帯への進出、最後に、北

部諸州とジョホールの支配によって完成したものである。この過程で、天然ゴムの発展と移民労働力としての華僑、印僑の大量流入による複合社会の形成が進んだのであった。そして、ゴム農園と錫鉱山（浚渫船方式）を握ったイギリス人を頂点に、米作を中心とする伝統的農業とゴム小農はマレー人、中小の錫鉱山とゴム農園、ゴム小農と商業、貿易、工場労働は華僑、ゴム農園労働者と鉄道、道路建設の労働者は印僑という人種間分業が形成されたのであった。このイギリス植民地支配下における分割統治と人種間分業についてまとめてみると次のようにいうことができる⁽¹⁾。

すなわち、19世紀後半のマラヤ半島西海岸への進出に当ってマレー人社会の根強い抵抗にあったイギリスは、まず、第1に、マレー人社会の支配層であるスルタン、貴族、地方首長の地位を認めたうえで、彼らに年金を支給し、彼らを間接支配の枠組にいれ、マレー人農民がもっているマレー人支配層への忠誠心をイギリスへの忠誠心へと連動させていったのである。このことは、権威のレベルではマレー人支配層のそれをのこし、実質的権力はイギリス人官僚が握ったことを意味している。さらに、植民地開発のために流入させた華僑、印僑といった移民社会に対してマレー人社会の統合を維持させるために、スルタンにイスラムとマレー人の慣習を守る権限を認めたのである。イギリスにとって、伝統的なマレー人社会のヒエラルキーとイスラム共同体（ウンマ）を維持させることが、植民地支配の基本とされたのであった。その結果、スルタンや貴族や地方首長などのマレー人支配層は、実質的な行政権限を失っていった反面で、イスラムに関する領域ではより強い権限をもつことになったのである⁽²⁾。【中略】

第2に、イギリスは、植民地行政の補助者をつくるために1905年クアラカンサルにマレー・カレッジをつくり、マレー人上層の子弟に英語教育を与えて、郡役所の書記に採用した。一つには、マレー人のみを補助者としたことによって、行政面におけるマレー人の優位を明確にし、一つには、彼らの仕事を農業面に限ることによって、マレー人の経済領域は農業であることを示したのであった。

第3に、イギリスは、都市にミッション・スクールの形で英語教育機関をつくっていったので、都市住民の多くを占める華人やインド人の方が英語教育の機会に恵まれ、イスラム教徒であるマレー人の場合は宗教上の理由で、ミッション・スクールには通学できなかった。

そして、農村では主としてイスラムやアラビックの教育が続けられ、また、華僑社会では孫文の影響をうけて中国語教育の機関がつくられるようになり、【中略】教育面においても、人種対立的な感情が維持されることになった。

第4に、イギリスの経済政策についてみると、まずトーレンズ・システム(Torrens System)⁽⁴⁾といわれる土地登記法を制定し、未開の土地をイギリス人農園主がインド人の労働力を使って開発することを促進し、マレー人については、カンポンで自給自足的生活を営むブミプトラとして保護する政策をとったのである。【中略】1913年には、未開の地域をマレーのために保留するマレー人保留地法(Malay Reservation Enactment)が制定された。しかし、この法律は、主として華僑の農業への進出を抑えるために使われたが、ヨーロッパの農園投資家の進出をチェックするものではなかった。

第5に、マレー人の生業である米作を守るために、イギリスは1906年に米作の中心地であるクリアンの灌漑事業を完成した。しかし、その費用は一部農民の負担となり、その後、1932年に灌漑排水局ができるまで、イギリスは米作の生産基盤の改善のために何の政策もとらなかった。このことは、イギリスがマラヤにおいて、錫とゴムの発展とその輸出に主たる関心があり、米作の発展にはあまり関心のなかったことを示していた。【中略】

しかも、イギリスはマレー人米作農民がインド人のチェティア(1911年、クリアンにおいてマレー人農民のチェティアへの負債は40万Mドルに達していたといわれる)や華僑の商人や精米業者から膨大な借金を負いつつあること、そのため、市価より安く米をこれらの債権者に売らざるを得ないことに対して、ほとんど解決策を示さなかった。

第6にイギリスのゴム小農政策をみると、ゴム栽培の労働は米作よりも楽であり、エーカー当たりの収入は米よりもよいためにマレー人の米作農民がゴムに

移っていくにもかかわらず、ゴムへの転換を奨励しないものであった。【中略】

こうしたマレー人ゴム小農への制限は、イギリスゴム農園の利益を優先させる植民地政策の当然の結果であった。それに加えて、イギリスは、米作を中心とするマレー人の伝統的生活を守ることが必要であるという家父長的な立場をとり、マレー人農民を華僑、印僑の社会から隔離することをねらったのであった⁽⁵⁾。

第7に、イギリス支配下の労働問題についてみると、錫鉱山の華僑労働者は中国人の頭家（タウケ）を通じて、年季奉公人として雇用されており⁽⁶⁾、イギリスのゴム農園では、タミル人労働者が同じく年季奉公で雇用されていた⁽⁷⁾。タミル人労働者は、インドにおいてすでに農園労働を経験しており、かつ、イギリスの植民地支配下におかれており、「それほど反抗的でもなく、管理しやすく、理想的な」労働者と考えられたことと、マラヤにおいて華僑労働者が増えすぎることに対して、バランスをとるために移入させられたといわれる。ここにも、イギリスの人種分割政策がみられるといえる。

【中略】

その後、世界恐慌を経て、華僑、印僑の第2世代も生まれ、彼らのマラヤへの定着が進むなかで、ゴム農園労働はタミル人と華僑、錫および関連産業は華僑といった労働者階級における人種間分業が進み、マレー人の労働者階級はきわめて少ない状況であった。

第8に、イギリス支配下の商業、貿易についてみる。海峡植民地に入った華僑は、英語教育をうけ、イギリスの経営代理会社と協力して、ゴム、錫の輸出とイギリス工業品の輸入に携わる者と、主として中国から華僑のための食料を輸入する者とに分かれていった。前者は「コンプラドール」(comprador)と呼ばれ、主として「マラッカの中国人」(英語とマレー語が話せる)で、卸売を行ない、阿片、飲料、賭博の権利を独占し、イギリス植民地政府の民間の行政官として中国人首長 (kapitan China) とか治安判事 (justice of the peace) と呼ばれ、華僑社会のまとめ役となっていました。これに対し、後者の華僑は帮ごとにまとまって会館を中心とする相互扶助の社会を維持して

いた。

さらに、華僑の小売業者や商人が多数存在していたが、彼らは直接、マレー人との取引の場におかれていたため、イギリス植民地政府もマレー人支配層も、これら華僑の中間商人（middleman）が、マレー人からの「搾取者」であるというイメージをつくりあげ、これら華僑が人種間対立の矢面にたたされることになったのである。1969年5月13日事件においても華人系の商店がマレー人に襲われたことは、そのことの現われといえる。また、彼らが町や村で目立つため、華僑はほとんど華商であるというイメージも生まれたのであった。

このほか、華僑の大工、船作り、建築業などの職人層があり、最下層に、日雇、人力車運転、行商人、家事使用人、ポーターなどがいた。

そして、世界恐慌ののちは、華僑の商業資本家は、不動産や質屋や食料油、セメント、輸送、食品加工、製材、洋服、印刷、建築、煙草、ゴム加工、金物、鉄機具、漁業、製薬など多様な製造業に進出し、すでに1903年には華僑のウォン・アー・フク（Wong Ah Fook）による最初の銀行として広州系の広益銀行（Kwong Yik Bank）がつくられた。【中略】

こうして、イギリス植民地支配の下で、華僑社会は、コンプラドールから労働者に至る多面的な階層分化を遂げたが、基本的には中国人社会として枠内におかれ、それぞれの階層的利害に対応して、イギリスとの関係をつくっていったといえる⁽⁸⁾。

第9に、インド人社会⁽⁹⁾についてみる。その多数は、タミル人の農園労働者であったが、このほかにカーストのより上位に位置するインド人が商人、銀行家、金貸業、行商人などとしてマラヤに流入し、北インド人はシンガポール、南インドのイスラム教徒はペナン、チェティアはクアラルンプールというように住み分け、それぞれ商工会議所をつくって利益を守っていた。このなかで、とくにマラヤで関心を集めたのは、チェティアである。彼らはヨーロッパ人企業家、中国人ビジネスマン、インド人小貿易商、マレー人農民などに融資し、年10%から36%に及ぶ高利をとったため批判され、イギリス植

民地政府の規制をうけたことがあった。このなかでも、マレー人農民への融資（1931年までのマレー連邦州（FMS）での総額は1億2500万Mドル）は、結果的には、マレー人の土地がチェティアの手に渡ることになっていったため、33年には、マレー人保留地の非マレー人への譲渡を全面的に禁止する法令が施行された。しかし、これ以後も、ダミーを使って、マレー人の土地がチェティアの実質的な所有の下におかれた例は少なくないといわれる。

以上、述べてきたようにマレー人の伝統を維持し、華僑、印僑との間の巧みな人種間分業をつくりあげたイギリス植民地支配の分割統治（divide and rule）こそ、戦後のマラヤにおける人種対立の歴史的前提であったといえる。

III 戦中・戦後の政治・経済的変化

1941年12月8日の日本の対米開戦とともに、日本軍はコタバルに上陸して幹線道路を南下し、イギリス軍の反撃を突破し、翌42年2月15日にシンガポールに入り、マラヤ、シンガポールに軍政を布いた。その軍政は、マラヤにおける錫とゴムという戦略物資を確保し、食糧増産を進めることを目標にした。そのため次のような人種分断政策を実施した。(1)マレー人のスルタンや王族の支持をとりつけ、彼らの子弟を南方特別留学生⁽¹⁾として日本に送って教育し、反英親日の方向に向かわせ、さらに、マレー人のナショナリストやインドネシアとの統合をめざす運動⁽²⁾を支援した。(2)シンガポールにおける虐殺（5000人とも4万人ともいわれる）⁽³⁾にみられたように反日的な華僑は無差別に弾圧し、普通の華僑からは献金を強制し、一部親日の華僑をつくりあげ、また、米作増産のために華僑を動員し、(3)インド人については、チャンドラ・ボースのインド国民軍の運動⁽⁴⁾にみられるように、インドの反英独立運動を支持させる政策をとった。

これに対して、日本の侵略と一貫して闘ったのは、華僑を中心となってきたマラヤ共産党が組織したマラヤ人民抗日軍（Malayan People Anti-Japanese

Army: MPAJA) であった。華僑の農村労働者、スコッター農民 (squatter), ゴムのタッパー (tapper), 鉱山労働者, 都市労働者, 小商人などがゲリラ闘争に参加し, また, マレー人もペラのマレー義勇軍 (Ahkar Melayu Setia=Loyal Malay Army) やパハンの「ワタニア」(Wataniah) やマレー青年連盟 (KMM) の一部の人が反日運動を展開し, MPAJAと連絡をとっていたとされる。【中略】3年半近くに及んだ日本の占領は, 1945年8月15日の日本の敗戦によって終わりを告げたが, 日本人種分断政策は戦後のマレー人と華僑との対立の始まりとなったのである。ということは, 日本軍政との対応で, マレー人支配層やマレー人警察官は対日協力者であり, 華僑を中心とするMPAJAは反日抵抗運動の担い手であったことから, 戦後のナショナリズムとの関連では, 後者がマラヤの民族独立の担い手となり, 前者は日本の協力者として批判される立場にたつことを意味していたからである。

【中略】

こうしたなかで, イギリスはマラヤ支配の枠組として, (1)スルタンの権限をイギリスのクラウンに移し, (2)シンガポールを除くマラヤを統一し, (3)非マレー人にも「出生地主義」によりマレー人と同じ市民権を与えるマラヤ連合案を構想した。これは, (1)対日協力者としてのスルタンの力を弱め, (2)シンガポールをイギリスの東南アジア支配の軍事・経済拠点として残し, (3)反日運動を通じてイギリスに協力した華僑に報いるものであった。これに対し, このマラヤ連合案は, マレー人の「土地の子」としての特殊な立場を脅かすものであるとして反対運動を起こしたダトー・オン (Dato Onn bin Jaafar) は, 1946年1月ジョホールマレー人統一組織(Kesatuan Melayu Johore: Johore Malay Association) をつくり, 同年5月には統一マレー国民組織 (UMNO) を組織し, スルタンの権限とマレー人の特権を守る運動を展開した。このUMNOが今日まで独立マラヤ連邦, その後のマレーシアの権力の中核に位置しているのである。こうしてUMNOの組織化とそれを中核として, 「新植民地主義的」立場から独立マラヤの政治体制を認めたイギリスの対応こそ, マレー人優先政策の政治的基礎であるということができる⁽⁶⁾。

これに対し、KMMの運動を発展させて、1945年10月に、マレー国民党 (Malay Nationalist Party: MNR) をつくったモクタルディンらは、非マレー人の平等の権利を認め、すべてのマラヤの人びとの協力によって独立を達成することをめざし、マレー人社会のスルタンや貴族こそ独立の障害であると考えていた。このような考え方は、コミュナルな対立をはらむマレー人社会では広汎にはうけいれられず、今日においてもこのような立場にたつマレー人は少数に留まっている。

また、マラヤ共産党も、マラヤ連合案はマラヤの真の独立を保障するものではないとして反対し、シンガポールを含むマラヤにおいて普通選挙を導入して議院内閣制による独立国家をつくることを主張していた。

こうした状況の下で、戦後マラヤの支配にとって、保守的なマレー人スルタン、貴族、農民の支持を必要と考えたイギリス政府は、1946年7月に8人のイギリス人官僚と4人のスルタンと2人のUMNO代表の間で、スルタンの権限とマレー人の特権を認め、非マレー人の市民権を制限する(15年の在住期間とマレー語もしくは英語の能力を必要とする)マラヤ連邦案をまとめた。これに対し、再びMNPを支持するマレー人の急進的なインテリや中華総商会やマラヤ・インド人会議 (MIC, 1946年8月結成) が反対し、マラヤ共産党の影響をうけて、45年12月につくられたマラヤ民主同盟 (Malayan Democratic Union: MDU) も、普通選挙による英連邦内自治政府を求めて反対した。【中略】しかし、イギリス植民地政府は、労働運動のもり上りをおそれる中華総商会の協力をとりつけることに成功し、マラヤ連邦案を強行していった。

他方、労働運動は、1948年に入ってもマラヤ半島の西海岸の工場や農園や鉱山でもり上りを続け、同年6月17日には3人のヨーロッパ人の農園主がゲリラに殺されるにおよび、イギリス植民地政府は、非常事態を宣言し、マラヤ共産党と全マラヤ労働組合連合 (Pan-Malayan Federation of Trade Union: PMFTU) を非合法化し、労働運動の弾圧にのり出した。これは、共産党や労働組合の力を抑え、マレー人の支配層と華僑資本家の協力による保守的なマラヤを再建するための軍事行動であった。同時に、第2次世界大戦において

経済力を圧倒的に低下させたイギリスにとって、1948年時点でゴムと錫の輸出を中心に1億7200万ドルの利益をもたらすマラヤは、まさに「ドル箱」であったことも強硬策をとった理由といえる。この非常事態の下で、イギリスは、マラヤ共産党のゲリラ闘争に支援を与えてきたとされる50万人に及ぶ華僑スコッターを「新しい村」と呼ばれる鉄条網で囲んだ地域におしこめ、【中略】マレー人の「赤い中国人」に対する恐怖をあおったのであった。

そして、これらの反英運動に対抗できるマラヤ内の保守的な勢力として、すでに述べたようにマレー人のスルタン、貴族とUMNO、印僑のなかの上層【MIC】に加え、1949年2月には、イギリスの支持の下で華僑の馬華公会(MCA)がつくられた。このMCAは、マラヤ共産党を支持する華僑のほかに保守的な華僑の結集を示したもので、彼らはイギリスと協力して華僑スコッターの「新しい村」への移住、華僑の警察、軍への編入、反共宣伝を行ない、また、華僑の利益のために戦うという立場をとったため、華僑の保守層の支持をかちとることになったのである。そして、1952年2月のクアラルンプールの立法評議会議員選挙において、UMNO=MCAの協力が成立して12議席中9議席をとり、マレー人と華僑の「反共保守連合」が形成されたのである。そして、UMNOとMCAは選挙や市民権や教育やライセンスなどをめぐる対立を内包しながら、それぞれの既得権を守るために妥協を続けていくことになった。1955年5月のマラヤ連邦立法評議会議員選挙においてはMICが加わり、ここにマラヤ連合党(Alliance Party of Malaya)がつくられ、52議席中51議席をとって、政治運営の前面に出てくることになった。その後、2年余にわたるイギリスとの交渉を経て、1957年8月31日にマラヤ連合党によってマラヤ連邦の独立が達成され、ラーマン首相、ラザク副首相兼国防相、イスマイル無任所相(駐米大使、のち内相)(以上、UMNO)、陳修信通産相(のち蔵相)、オン・ヨク・リン労相(以上、MCA)、サンバンサン厚生相(MIC)といった人種間の分業に対応した大臣のバランスをとった独立政府ができ上ったのであった。この独立マラヤ連邦の政治的枠組は、(1)マレー人スルタンの地位を保障し、(2)イスラムを国教として、その他の信仰の自由を認め、(3)マ

レー語(1967年からは唯一の公用語とする)と英語を公用語として認め、(4)下院議会の多数党が政権を担当し、(5)各州が土地と農業とイスラムについての権限をもつ連邦制をとり、(6)マレー人の特殊な地位⁽⁷⁾を認めるものであって、複合社会マラヤにおいて、マレー人のスルタンを頂点とする伝統的支配とブミブトラとしてのマレー人の政治的優位を認めるものであるが、そのことがマレー人社会の非マレー人社会に対する経済的劣位と重なっているところに問題があり、経済的問題が人種問題とからむところにマラヤの苦悩があるといえる。

この戦後のイギリス植民地支配からマラヤ連邦の独立に至るマラヤ経済の動きをみてみよう。この時期はイギリス植民地支配下につくられたゴムと錫に依存する経済体制が維持された。1952年からは政府補助金によるゴムの植替え政策⁽⁸⁾が始まられてエstateを中心ゴムの生産量が増大した。同じ年にマレー人農民の生活を向上させるために農村工業開発公社(Rural and Industrial Development Authority: RIDA)がつくられて農村工業化を通じてマレー人の商工業者を育成する道が開かれた。【中略】しかし、工業化については、創始産業法(Pioneer Industry Ordinance)をつくって外資導入を進める政策をとった結果、外資は既存の華僑系企業との合弁を進めることになり、工業部門における華僑の優位が守られることになった⁽⁹⁾。この点で、独立マラヤの最初の政府は、ラーマン首相の人種間融和の立場とラザク副首相の農村の工業化を含む農村農業開発を中心とするマレー人優先政策とのくみ合わせによって動き出し、華僑、印僑もゴム園、錫鉱山、商工業などの既得権を守りながら工業化に漸次対応することで、UMNO優位の政治に不満と不安を抱きながらも順応していったということができる。

IV マレーシアから5・13事件へ

1957年8月31日に独立を達成したマラヤ連邦では、独立後最初の下院議員

選挙が59年に行なわれた。94議席中、UMNOが52、MCAが19、MICが3、それを合計した連合党が74議席をとて勝利を収めた。野党では、ペラを中心にインド人の弁護士セニヴァサガム兄弟が指導するインド人や華人の利益を守る人民進歩党 (People's Progressive Party: PPP) が4議席、マレー人のためのイスラム国家建設をめざす汎マラヤイスムラ党 (Pan-Malayan Islamic Party: PMIP) が13議席、マレー人の急進主義者の人民党 (Party Rakyat: PR) と華人、インド人の中・下級公務員のマラヤ労働党 (Labor Party of Malaya: LPM) が連合した社会主義戦線 (Socialist Front: SF) が8議席を獲得した。この議席配分は、当時のマラヤ連邦の人種対立と階級関係とイデオロギーの状況を反映したものである。マレー人社会は、その上層を中心に「近代化」を志向する多数のマレー人の支持をうけたUMNO、イスラム原理を守り、農村の学校教師や宗教学者や自営農民の支持を得ているPMIP、マレー人のうちの社会主義への傾斜をもつ急進的インテリのPRとに分かれている。華僑社会とインド人社会はその階層的立場に応じて、上層はMCAやMIC、中下層の労働者はLPMやPPPを支持していた。しかし、いずれの政治集団とも、マレー人と非マレー人という人種によって分かれたうえで、上層は、連合党として協力し、労働者や農民や急進的インテリはSFとして協力していた。

そして、この政治図式の下で、マレー人の特権の一つである国家公務員のクオータ制と公務員のマラヤ化政策 (Malayanization)⁽¹⁾にもとづきイギリス人官僚のあとに主としてマレー人官僚が多数登用されることにより、行政におけるマレー人の優位が進み、華人やインド人の不満を高めることになった。しかし、実際には最上位の官僚の地位には、華人やインド人も相当登用されており、政治図式においても、人種にかかわらず上層の協力は進められていたといえる。ただ、軍と警察という権力装置においては、マレー人の優位がすべての点で守られていたといえる。【中略】

つぎに、経済面についてみると連合党政権は、イギリス植民地支配下につくられた経済構造を基本的に継承しており、イギリスを中心とする外国資本がゴム農園の60% (1960年で194万エーカー中117万エーカー)、錫生産の45%を支

配し、【中略】マラヤの通貨もロンドンでコントロールされていた⁽²⁾。こうしたイギリス資本の優位の下で、華人やインド人のゴム農園、華人の錫鉱山、商業、貿易、金融、小工業、インド人の金貸し、商業、貿易などが存在し、その下にマレー人の米、ゴム、油椰子、椰子の小農経済や漁業が存在していた。そして、ゴムや油椰子や椰子の小農の場合には、80%近くの小農が土地所有者であるのに対し、米の場合は階層分化が進み、1960年センサスで地主が33.7%，小作が31.4%となっていた⁽³⁾。このマレー人農村は、イスラム、モスク、スラウ（小さなモスク）、pond（イスラムやアラビア語の寺小屋式の教育機関）などやクンドリ（共食）、結婚、ゴトンロヨン（協同労働）などを通じて、イスラムを基本とする保守的伝統を守る場所であり、UMNOおよびPMIPの有力な支持基盤となっているのである。【中略】

1960年5月にラーマン首相が、マラヤ連邦、シンガポール自治領、サバ、サラワク、ブルネイ保護領の連合によるマレーシア連邦構想を発表し、3年余の迂余曲折を経て、63年9月にブルネイを除きマレーシア連邦が結成された。この連邦は、すでに明らかのように、(1)イギリスが植民地を独立させたうえで、自らの既得権益を保持し、(2)マラヤ、とくにシンガポールにおける共産主義の拡大を抑えるための反共政府をつくり、(3)マラヤ連邦とシンガポールのみの連合ではマレー人と華人の人口がほぼ同数になることをさけてマレー系人口をふやすために、サバ、サラワクを加えたものであった。結果として、(1)UMNOを中心とする中央政府の権力中枢が維持され、(2)シンガポールにおいて容共派を抑えて、イギリスの支持する李光耀を中心とする反共的社会民主主義グループが人民行動党を握るようになり、イギリスの意図どおり、反共的なマレーシアがつくられた。

1963年9月にマレーシアに加入したシンガポールは、UMNO主導のマレー人優先策をとるマレーシア中央政府に対して、人民行動党(PAP)主導の人種間平等の立場からマレー人優先策に反対した。両者の対立は深まり、ついにラーマンと李光耀のトップ会談で1965年8月9日、シンガポールはマレーシアから分離し、共和国として独立した。このことはマレー人中心の保守的な

立場と華人中心の社会民主主義的立場とが共存できなかったことを意味し、人種とイデオロギーの対立を示す事例といえる。

【中略】

こうして、シンガポールの分離後、UMNOとMCAの協力の下で動き出したマレーシアにおいて、(1)1965年と68年のブミプトラ経済会議 (Konggeres Ekonomi Bumiputra Malaysia)⁽⁴⁾に示されたようなマレー人のための新しい経済政策への模索、(2)第1次マレーシア計画による農業・農村開発や社会基盤の充実のための公社、公団を通じるマレー人官僚資本家の育成、(3)1967年の国語法によるマレー語の国語化などの動きは、UMNOがマレー人優先策を積極化させてきたものとうけとられた。他方でUMNOに対して華人の利益を主張できないMCAに対する不満が高まり、1968年には人種間平等の立場からマレー人、華人、インド人エリートが協力したマレーシア民政運動(Gerakan Rakyat Malaysia: GRM) が結成され、DAP【Democratic Action Party: 民主行動党】の運動も華人社会の支持を高めていった。

こうしたマレー人と華人の緊張が高まりつつあるなかで、1969年5月10日の下院議員選挙において、西マレーシアの114議席のうち、UMNOは59から51へ、MCAは27から13へ、MICは3から2へと減り、連合党全体として89から66へと23議席も減少した。それに対し、つくられたばかりのGRMが8、DAPが1から13へと議席を伸ばし、PMIPも9から12へと議席を増大した。また、同時に行なわれた州議会議員選挙でも、華人の多いペナンではGRMとDAPが19議席をとって連合党の4人を圧倒し、セランゴールにおいては、DAPとGRMの議席合計と連合党のそれが14議席ずつで同数となり、ペラでもDAPとGRMで8、ヌグリ・スンビランでもDAPが8ということとなり、華人のMCAとUMNOに対する不満が噴出した。他方、マレー人の多いケランタンではPMIPが19議席で連合党の11を抑え、トレングヌにおいても連合党の13に対して、PMIPが11、ケダーにおいても連合党の14に対してPMIPが8というようにPMIPが再び力を得てきた。【中略】

こうしたUMNOとMCAに対する批判の高まりのなかで、セランゴール州

議会でDAPとGRM連合と連合党の議席が同数となり、どちらが州政権を握るかといった状況も生まれていた。ここで、DAPとGRM連合を支持する華人の青年の勝利のデモ行進とこれに反対するUMNO支持のマレー人青年の勝利の行進とがクアラルンプールでぶつかり、5・13人種対立事件と呼ばれる悲劇が起こったのであった。この事件は、マレー人中心の軍、警察が華人を抑える側にたち、公式発表で186人、非公式発表で500人以上が殺され、7000人（公式発表）が逮捕され、その9割は華人側であったとされる⁽⁵⁾。【後略】

V NEPの形成過程

5・13事件に対処するため政府は、翌14日に非常事態宣言を布き、事態の収拾に当たった。17日にはラザク副首相を議長とし、イスマイル内相、オスマン大将（軍参謀総長）、モハメッド・サレー警視総監、イブラヒム西マレーシア司令官を中心にMCA代表の陳修信、MIC代表のサンバンサンらを加えた国家運営協議会（National Operation Council: NOC）を設けて権力を集中した。5月20日には、ラーマン首相、ラザク副首相の下で緊急暫定内閣をつくり、議会を停止して事態の収拾とその後の対策づくりにのり出した。そして、第1段の政策として6月6日に、陳修信を委員長とする投資委員会（Capital Investment Committee）をつくり、工業投資を促進することになった。【中略】ついで、第2段として7月1日に、ラザクNOC議長の名の下で、新経済政策が発表された。そこで、失業問題を解決するために、(1)小都市に工業を設立し青年に種々の技術訓練を施し、(2)米作農民、ゴム小農の生産性、所得向上を援助して農業開発を進めることを明らかにし、とくに政府が単独もしくは外国企業との合弁で工業化を進めることを強調した。

【中略】他方UMNO内部では、人種融和の立場をとるラーマン首相とマレー人優先策を強化しようとするラザク副首相とMCAの連合党からの排除を求めるマハティール中央執行委員の間で立場の違いが生まれ、7月12日の

UMNO中央執行委員会において、マハティールが中央執行委員を罷免された（その後UMNOから除名）。マハティールは、翌1970年3月に『マレー・ジレンマ』⁽¹⁾というマレー人の覚醒を促す警告の書を著したがただちに発禁となった。このマハティールが1981年7月、マレーシアの第4代首相となり、マレー人優先政策を推進していることは『マレー・ジレンマ』がマレー人必読の書となっていることと合わせて、皮肉な歴史のめぐり合わせといわざるを得ない。

その後7月17日にはイスマイルNOC議長代理がマレー人の特権を守り、マレー語の公用語化政策を強化する旨発言している。また翌18日には、キール・ジョハリ商工相が、マレー人の雇用率(マレー人46%，華人40%，インド人14%)を守らない創始産業の指定を取消す旨警告している。そして、7月17日にはマラヤ大学でマレー人の特権の強化を主張するマレー人学生1000人がラーマン辞任要求デモを行なった。他方では、同月29日に、ムサ・ヒタム総理府副長官が政府に非協力ということでラーマンによって解任された。このムサ・ヒタムがマハティール政権の副首相となったことも、歴史のアイロニーを感じさせるものである。その直後の7月31日におけるラーマン首相のペナンでの講演は、マレー人のみによるマレーシアの支配を目論む過激派を強く批判しており、8月12日にイスマイル内相も、ラーマンを「複合民族統一の象徴」と述べていた。これに対し、8月28日には、再びマラヤ大学でラーマン辞任要求デモが繰返された。【中略】そして、10月8日に発表された5・13事件に対する『政府白書』は、事件の原因として、(1)世代間のギャップと憲法の曲解、(2)人種主義政党の挑発(PMIPやGRMやDAPをさす)、(3)共産党や秘密結社の挑発、(4)マレー人の不安、を挙げ、今後は各界の代表よりなる諮問協議会をつくること、しかし、公用語としてのマレー語、スルタンの地位、マレー人の特権などの基本的憲法条項についての一切の批判を禁止とした。

翌1970年に入ると、1月1日にラザクNOC議長が国民の団結を呼びかけ、2月12日にはラーマン議長の下で、各界、各人種代表からなる国家親善協議会(National Goodwill Council)⁽³⁾がつくられ、人種間融和が進められるかにみ

えた。しかし、7月30日にNOCは非常事態（基本権限）条例（Emergency [Essential Powers] Ordinance No. 45, 1970）によって、煽動法を改正し、市民権、公用語、マレー人の特権、他の人種の合法的権利、マレー人スルタンの地位と権限についての一切の議論を禁止することをきめた。この決定のちの8月3日、ラーマン首相は東京で記者会見して辞意を表明し、帰国後の8月31日にラジオ、テレビを通じて正式に辞意を明らかにし、9月21日に首相を辞任した。翌日ラザク副首相が首相に昇格し、1957年のマラヤ連邦の独立から13年に及んだラーマン首相の人種融和政策が終わりを告げた。さらに、8月31日には新国王がルクヌガラ（Rukunegara：国家理念）を発表し、複合社会の国民統合のために、(1)神への信仰、(2)国王および国家への忠誠、(3)憲法の遵守、(4)法による統治、(5)良識ある行動と徳性、という五つの原則を守ることを訴えた。このルクヌガラを前提としてラザク首相は、就任演説において、UMNOのリーダーシップ、公用語としてのマレー語の強化、ASEAN外交および非同盟外交の推進、マレー人の商工業への積極的参加を進めることを強調した。しかし、第1次ラザク内閣は陳修信蔵相、サンバンサン建設・郵政通信相、マニカヴァサガム労相などラーマン政権の時代からのMCA、MICを代表する閣僚を抱えこんでおり、過渡期の形をとっていた。

翌1971年1月22日政府は『国民的調和を求めて』（*Towards National Harmony*）と題する白書を発表し、(1)市民権、マレー人の特権、公用語、スルタンの地位などについての一切の議論の禁止、(2)高等教育機関、貿易、営業におけるマレー人の比率の増大、(3)マレー語の全公共出版物における使用、(4)東マレーシアの原住民に対するマレー人と同等の特権の賦与を提案したが、マレー人と非マレー人の間の「調和を求めて」というタイトルに反して、マレー人の地位を強化するものであった。これに対し、2月7日、クアラルンプールで華人1000人の団結会議が開かれ、席上、MCAの陳修信党首が、MCAの弱体化について引責辞職をほのめかすとともに、6党派に分かれている華人の団結を訴え、(1)全マレーシア人の平等な権利、(2)全人種の「持たざる者」の生活向上、(3)憲法、国家理念の遵守、などの決議をまとめた。また、DAP

は2月16日の党人大会で、治安関係法の撤廃、各人種平等の民主社会主义的マレーシアの建設、国会内発言の制限反対などをきめている。

こうした動きが続くなかで、政府は、2月20日、議会を再開し、3月3日に「憲法の第152、153、181条に定めたマレー人の優先規定条項に関する討議を禁止する立法権を国会に付与する」という条項を第10条に挿入する憲法改正案を、3月3日に賛成125、反対17(DAP 13とPPP4)で可決した。この後、3月9日に改正案は上院では40対0で可決されたが、下院では、DAPとPPPが質問時間の制限に抗議し、11日と12日からそれぞれ議会をボイコットした。

ついで、3月28日にはイスマイル副首相が、マレー人の経済活動を促進するために、(1)州政府によるマレー人の商工業参加の促進、(2)マレー人資本、とくに宗教税("zakat", "fitrah"といわれる回教徒の寄付)の活用、(3)マレー人への融資についての中央政府の保証、(4)FELDA【Federal Land Development Authority:連邦土地開発公社】のエステート経営への進出などを表明した。そして、5月27日には、第2次マレーシア計画の概要が発表された。これは1969年7月1日の新経済政策の具体化として、マレー人および原住民の商工業への参加のため、政府投資、政府企業の設立、政府の合弁企業への進出を打出したものである。5・13事件までは、人種融和の立場にたつラーマン首相の下で、農業は主としてマレー人、商工業は主として華人を中心とする非マレー人といったイギリス支配下につくられた人種間分業を守り、そのなかで農業農村開発を柱とするマレー人優先策が進められてきた。【中略】この意味で、筆者のみるところ、マラヤの独立後、UMNO主導の政策は一貫してマレー人優先政策であったと考えられるが、それが5・13事件以前は農業中心、事件後は商工業の領域にふみこんだものと考えている。しかもマレー人優先政策は1970年8月31日のルクヌガラや71年3月の憲法改正に示されたように、マレー人の特権をより強く打出した政治的枠組のなかで進められており、政治、経済、教育など多面的な領域にわたっているということができるのである。

おわりに

1969年5月13日事件を契機として、ラザクを中心とするUMNOの急進派が打出した新経済政策は、人種と階級とイデオロギーの交錯するマレーシアにおいてどのような意味をもつものか、人種間経済格差の解消をめざすというこの政策がはたしてその目的を達しうるかについて考えて結びとしよう。

すでに述べたように、UMNO主導の下で独立したマラヤ連邦がラーマン＝ラザク体制の下で、人種間の融和とマレー人のための農業農村開発政策を推進してきたことは、イギリス植民地支配下につくりあげられた階級関係と人種間分業をひきつぐものであった。すなわち、マレー人社会におけるスルタン、貴族、高級官僚、地主と華人、インド人社会の資本家、経営者、専門職業家といったイギリス植民地支配下に育った上層が、独立後も支配階級的地位につき、イギリスの既得権益を排除することなく相互の利益を守り合う形で、政治、経済を運営していった。UMNOとMCAとMICのバランスによる連合党支配とその下での人種間分業をこわさない形での農業中心の開発政策がそれを示していた。

この上層の下の中間層は中級の公務員(その多くはマレー人、医療、技術、教育職には非マレー人も多い)と専門職業家と中小経営者(いずれも非マレー人が多い)とからなり、マレー人公務員は全般的に保守的であるのに対し、非マレー人の公務員や専門職業家は、イデオロギー的に保守と革新に分かれていったといえる。また華人の中小経営者は家族、親族、帮などのつながりによって、それぞれの利益を追求し、全体としては保守的であるが、政府のマレー人優先の開発政策に対しては反発をもっていたといえる。

つぎに、下層を占めるのは、マレー人農漁民、タミル人農園労働者、華人の錫鉱山やゴム農園の労働者、華人商業労働者、マレー人の下級公務員などで、それぞれ伝統的な分業体系のなかにおかれ、お互いの文化的接触は少なく、コミュニケーション的な対立感情を宿してきたと考えられる⁽¹⁾。

【中略】

このような状況下で、5・13事件の悲劇にぶつかったUMNOでは、マレー人社会の不満に応えるためにマレー人優先策を強化しようとするラザクを中心とするグループが勝利を収め、これまで非マレー人の領域とされてきた商工業へのマレー人の参加を促進することになったのである。これは、マレー人農民の生活向上のために土地改革を除く各種の農業政策を進めてきたUMNOが、新しい農業政策の展開に限界を感じたこと、【中略】マレー人社会の上層に商工業経営者、中層に商工業の中間管理職や技術者や専門職業家、下層に商工業労働者をつくり出し、マレー人の経済領域を農業から商工業へと拡大しようとしたものであった。こうした、既存の階級関係をこわさずに、人種間分業を変えようとする政策は、UMNO優位の政治体制とあいまって、(1)華人、インド人のマレー人に対する全般的不満を内向させ、(2)マレー人社会のなかに資本家から労働者に至る諸階層を内包した新たな商工業社会をつくり出すことになる。マレー人社会内部の経済格差に眼をつぶり、人種間格差のみを強調し、その是正のためにマレー人優先のブミプトラ政策を進めることは、人種間の緊張を高めるのみでなく、マレー人社会内部における対立をも生み出す可能性がある。その場合、華人やインド人の不満は、社会主義的志向に向かい、マレー人のそれは、イスラム原理主義的志向⁽⁴⁾に向かう傾向があるといえる。このことが、また新しい人種間の緊張を増大させることになり、マレーシアはブミプトラ政策下の見せかけの繁栄の下で、人種、階級、イデオロギーの間の複雑に交錯した緊張を深めてゆくことになろう。ムスリムであるマレー人と非ムスリムである華人との間で通婚が進まず、マレー人はブミプトラとしての土着意識をもっているのに対し、華人は中国文化的伝統と自らの勤労に誇りをもっていて、文化、意識などのうえでの融和は容易でない以上、イスラムの国教化よりもあらゆる信仰の自由⁽⁵⁾、マレー語の公用語化よりも多言語社会の形成、スルタンやマレー人の特権の維持よりも多元統合型の世俗国家の形成の方が望ましい方向であると筆者は考える。しかしその方向をとることは、華人の経済的優位に加えて政治的優位をもたらす

のではないかというマレー人支配層とマレー人農民の華人に対する不安があることも否定できない。そして、マレーシアの現実は、このようなマレー人の不安を代表する形でブミプトラ政策を推進するUMNO主導の政治体制の下におかれているといえる。【後略】

[注] ——————

はじめに

- (1) “bumiputra”とは「土地の子」を意味し、人種を問わずマラヤ半島に定着してきた人々すべてをさすものと公的には説明されるが、具体的には、マレー人をさしている。
- (2) 華僑とは、マラヤ連邦およびマレーシアの市民権をもっていない中国系住民をさし、華人とは上記の市民権をもっている者をさす。
- (3) 人種、言語、宗教、慣習、価値観などの諸点で異なるアイデンティティをもつている集団をエスニック・グループと呼ぶようになっている。Glazer, Nathan; Daniel P. Moynihan編, *Ethnicity, Theory and Experience*, ケンブリッジ(マサチューセッツ), Harvard University Press, 1975年、および特集“Special Focus on Ethnicity in Southeast Asia,” *Southeast Asian Journal of Social Science*, 第10巻第1号、1982年参照。

II

- (1) 第II節の叙述は主として、Hau Wu Yin, *Class & Communalism in Malaysia: Politics in a Dependent Capitalist State*, ロンドン, Zed Books, 1983年による。
- (2) 1874年のイギリスとペラのスルタンとの間のパンコール条約(Pangkor Pact)により、スルタンの権限を慣習と宗教の範囲に留め、その他の行政はイギリスが握ることがとりきめられた。
- (5) 拙稿「マラヤにおけるゴムの発展と植替え政策の形成過程」(『アジア研究』第15巻第2号、1968年7月) 1~34ページ参照。ゴム産業全般については、Barlow, C., *The National Rubber Industry: Its Development, Technology, and Economy in Malaysia*, クアラルンプール, Oxford University Press, 1978年参照。
- (6) 錫については、Yip Yat Hoong, *The Development of the Tin Mining Industry of Malaya*, クアラルンプール, University of Malaya Press, 1969年参照。

- (7) インド人農園労働者については、Jain, Ravindra K., *South Indians on the Plantation Frontier in Malaya*, クアラルンプール, University of Malaya Press, 1970年参照。
- (8) 華僑経済については、游仲勲『華僑経済の研究』アジア経済研究所, 1969年参照。
- (9) インド人社会についてはSandhu, Kernial S., *Indians in Malaya: Some Aspects of Their Immigration and Settlement*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1969年参照。

III

- (1) 上遠野寛子『東南アジアの弟たち』三交社, 1985年参照。
- (2) 戦時中のマレー民族主義運動および共産党については、長井信一『現代マレーシア政治研究』アジア経済研究所, 1978年参照。
- (3) 許雲樵・蔡史君編, 田中宏・福永平和訳『華人虐殺事件の証明 日本軍占領下のシンガポール』青木書店, 1986年参照。
- (4) 長崎暢子編『南アジアの民族運動と日本』アジア経済研究所, 1980年/ジョイス・C・レブラ著, 村田克己ほか訳『東南アジアの解放と日本の遺産』秀英書房, 1981年参照。
- (5) 戦後マラヤの政治変動と政治集団については, Ratnam, K.J., *Communalism and the Political Process in Malaya*, クアラルンプール, University of Malaya Press, 1965年/Vasil, R.K., *Politics in a Plural Society: A Study of Non-Communal Political Parties in Malaysia*, クアラルンプール, Oxford University Press, 1971年/Funston, John, *Malay Politics in Malaysia: A Study of UMNO and PAS*, ロンドン, Heineman Educational Books, 1980年など参照。
- (6) Groves, Harry, *The Constitution of Malaya*, クアラルンプール, Malaysia Publications, 1964年/Tun Mohamed Suffian; H.P. Lee; F.A. Trindade編, *The Constitution of Malaysia, Its Development: 1957-1977*, クアラルンプール, Oxford University Press, 1978年。
- (7) 拙稿「ゴム小農と植替え政策」(『アジア経済』第10巻第5号, 1969年5月) 4~21ページ。
- (8) 萩原宜之編『マレーシアの開発行政』アジア経済研究所, 1973年/Lee Hock Lock, *Public Policies and Economic Diversification in West Malaysia, 1957-1970*, クアラルンプール, University of Malaya Press, 1978年/Fisk, E. K.; H. Osman-Rani編, *The Political Economy of Malaysia*, クアラルンプール, Oxford University Press, 1982年参照。

IV

- (1) Tilman, Robert O., "The Nationalization of the Colonial Services in Malaya," *South Atlantic Quarterly*, 第61巻第2号, 1962年春, 183~196ページ参照。
- (2) Hua, 前掲書, 112~113ページ。
- (3) 同上書, 123~124ページ。
- (4) 1965年6月5日から3日間にわたってキール・ジョハリ商工相を議長としてクアラルンプールで開かれた会議で, (1)資本, (2)工業, (3)ビジネス, (4)サービス, (5)訓練, (6)マーケティング, (7)土地, などについて議論している。(1)資本については, ブミプトラのための資本動員の必要, (2)工業については, 日本の「土禄授産」や「財閥」の例をひきながら, 政府の介入によるブミプトラの工業への参入の促進, (3)ビジネスについては, 政府とブミプトラの協力による発展, (4)サービスについては, ブミプトラのためのサービスの強化, (5)訓練については, ビジネス, 商工業経営, 職業訓練, 高等教育などあらゆるレベルにおけるブミプトラの訓練の強化, (6)マーケティングについては, とくに農民の協同化, 農民金融の強化による農民の所有の向上, (7)土地については, マレー人の土地所有をゴムで100万エーカー, 米で90万エーカー, ココナットは30万エーカー, 果樹で9万1267エーカーとしたうえで, (イ)零細土地所有, (ロ)小作農, (ハ)市場, (ニ)低位生産性を改善する必要, とくに自作農の世帯当たり土地保有目標として, ゴムで6エーカー, 米で18エーカー, 油椰子で10エーカー, ココナットで18エーカーという数字を挙げている。この会議は, 1968年の第2回会議と相まって, 70年代以後に展開されることになったブミプトラ政策への模索が始まっていたことを示している。
- (5) 『アジア動向年報 1970』アジア経済研究所, 1970年, 390ページ。

V

- (1) Mahathir bin Mohamad, *The Malay Dilemma*, シンガポール, Asia Pacific Press, 1970年(高多理吉訳『マレー・ジレンマ』勁草書房, 1983年)。マハティールは, マレー人がマレーシアの正当な所有者であるという立場から, マレーの覚醒を促すために, マレー人の劣位の原因を, (1)マレー人の同族結婚と, (2)環境に求め, マラヤの歴史を述べたうえで, (1)RIDAは少数のマレー人を豊かにしたこと, (2)マレー人のビジネスへの参入は, "Ali-Baba" (マレー人と華人の協力する会社) 会社をつくりあげたこと, (3)輸出入, 海運は, 外国資本, 華人にほとんどが握られていること, (4)独立後, 富める者はより豊かになり, 貧しいものは, 貧しいままであることを指摘し, 「マレー人にとってのジレンマは, 豊かなマラヤで貧しいマレー人の地位に甘んずるか, いくらかでも豊

かな地位に上昇していくか」(同書、61ページ)にあると述べている。そこで、人種間平等のために、(1)マレー人の封建的社会やイスラム、慣習法と結びついた伝統的価値観を改革し、(2)マレー人の都市化やビジネスや技術を発展させることなどを説いている。

- (2) 『アジア動向年報 1970』405ページ。
- (3) 1970年1月12日、ラーマン首相を議長とし、政界、経済界、公務員、宗教界、学会、出版界などの代表59人からなる国家親善協議会でつくられた。

おわりに

- (1) マレーシアの階級構成については、S. Husin Ali, "Social Relations: The Ethnic and Class Factors," S. Husin Ali編, *Ethnicity, Class and Development—Malaysia*, クアラルンプール, Persatuan Sains Social Malaysia, 1984年, 17~18ページ参照。
- (4) 木村陸男氏の整理によれば、(1)1970年代初めから知識人、学生を中心に政府の開発政策に批判的な運動を展開しているマレーシア・イスラム青年同盟(ABIM)や、(2)1969年に設立され、クアラルンプール郊外などでイスラムの教義に則った自給自足のコミュニティ創造をめざすダルル・アルカムの運動などがあるといわれる(『アジア動向年報 1981』アジア経済研究所、1981年、321ページ)。なお、Nagata Judith, *The Reflowering of Malaysian Islam: Modern Religious, Radicals and Their Roots*, バンクーバー, University of British Columbia Press, 1984年参照。
- (5) 憲法第3条において、イスラムを国教とし、他の宗教の自由も認められているが、国教としてのイスラムの優位は明らかであり、1970年のルクヌガラにおける「神への信仰」も「唯一神としてのアラーへの信仰」を謳っているものと理解されやすいところに問題がある。

(萩原宜之／執筆時：独協大学法学部教授、現：同左)